

13 留守家庭児童会の運営

①施策の展開	地域教育コミュニティの推進	課名	社会教育課
②取組概要	保護者が労働などのため昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供する。		
③構成取組	(1) 留守家庭児童会児童健全育成事業 (2) 留守家庭児童会運営管理事務 (3) 留守家庭児童会施設管理事務		

④取組計画	(1) 放課後児童の健全育成を図る。 (2) 保育料の滞納対策を推進する。 (3) 施設の充実と老朽化対策を図る。
-------	---

⑤取組実績	(1) 児童の放課後及び学校の休業日の生活拠点として異年齢集団の活動を通して、心身の健全な発達を促した。			
	<入会児童数> (各年度5月1日現在)			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	児童数 (1～3年生)	6,081人	5,797人	5,751人
入会児童数	1,466人	1,470人	1,610人	
	(2) 保育料徴収条例及び地方自治法、金銭会計規則に基づき、滞納対策として定期的に督促状及び催告状を送付するとともに、こども室の協力を得る中で、児童手当から保育料へ充当を行った。			

< 保育料未納件数・保育料徴収率 >

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	189 件	120 件	196 件
徴収率	98.5%	99.1%	98.7%

※ 「徴収率」は調定額に対する保育料徴収済額の割合

※ 平成 23 年度までは、協力金として徴収。条例の制定により、平成 24 年度以降の未納分は分担金として年度を超えても徴収する。

※ 平成 24 年度の未納件数及び金額のうち、平成 25 年度に入金のあった件数及び金額：63 件、427,500 円。

- (3) 保護者、児童指導員の意見を聞くとともに、各児童会を巡回する中で優先順位を整理し、備品の設置や施設・設備の整備・改修を行った。

⑥評価

- (1) 入会児童が増員となったが、児童に放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成に資することができた。平成 27 年 4 月からスタート予定の子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例制定に向け、事務を進める必要がある。
- (2) 負担の公平性の確保を図るため、督促・催告の手続きなど明確な滞納対策を実施するとともに、滞納世帯への訪問徴収や滞納債権整理回収室との連携など、より一層の滞納対策に取り組む必要がある。
- (3) 施設の老朽化とニーズの増加に備え、児童の健全育成の更なる向上と安全確保のため、引き続き計画的な施設の整備・更新を行う必要がある。